



与党・税制改正大綱の ポイント【個人編②】

制度調査部
齋藤 純

相続税、固定資産税などの改正項目

【要約】

与党税制改正協議会が、12月15日、「平成18年度税制改正大綱」を公表した。定率減税の全廃や不動産取引に係る登録免許税の減税措置の廃止など、当初から増税項目が目立っていたが、直前になってたばこ税の増税が盛り込まれたことから、増税額は2兆円超に膨らんだ。

本稿では、個人に係る改正のうち、相続税の物納制度の見直し、贈与税の住宅取得資金に係る特例の廃止(相続時精算課税制度の住宅取得資金特例は延長)、耐震改修工事に伴う固定資産税等の軽減、酒税の見直し、不動産登記に係る登録免許税の見直しなどを解説する。

与党税制協議会は、2005年12月15日、「平成18年度税制改正大綱」を公表した。大きな改正としては、三位一体改革の一環としての所得税・個人住民税の税率構造の見直し及びそれに伴う税額控除等の創設、会社法の制定に対応する税制の見直し、組織再編税制の見直しなどがある。

本稿では、個人に係る改正項目を解説する。個人に係る主な改正項目は、以下の通りである。

所得税・個人住民税関係

- ・税率構造の見直し
- ・税率構造の見直しに伴う税額控除の創設
- ・税率構造の見直しにより住宅ローン減税の控除額が減少する者への対応
- ・定率減税の廃止
- ・損害保険料控除の廃止と地震保険料控除の創設
- ・寄附金控除の見直し
- ・耐震改修工事費用に係る税額控除の創設
- ・特定口座の見直し
- ・「非永住者」制度の見直し

(以上の項目は、別稿「与党・税制改正大綱のポイント【個人編】」)

■相続税の物納

- ・物納制度の見直し
- ・相続時精算課税制度に係る住宅取得等資金の特例の延長

■固定資産税

- ・耐震改修工事を行った住宅に係る税額軽減措置の創設
- ・負担調整措置の見直し

■酒税

■たばこ税

■環境税

■その他

- ・不動産の登記に係る登録免許税の税率軽減の見直し

- ・不動産取得税の税率軽減の廃止
- ・無申告加算税の税率引上げ
- ・公示制度(いわゆる長者番付など)の廃止

2005 年度改正における定率減税の半減に続き、今回の改正で定率減税の全廃と国から地方への税源移譲などが実現したように、税財政改革は政府・与党が示している方針に合致した形で進行している。この流れで行くと、2007 年度には消費税率の引上げが待ち受けることになる。消費税率を引き上げるとした場合、個人所得課税(所得税・個人住民税)等では税負担の調整が図られるのかなど、税体系全体がどのようにデザインされるのかが注目される。

今後の税制改正のスケジュール

大綱は、2006 年度税制改正の原案にあたるものである。内容の確定までには、国会での法改正の手続きを経る必要がある。例年通り手続きが進めば、今後の流れは下表のようになる。

図表 1 今後の税制改正のスケジュール

2005 年	12 月 15 日	与党税制協議会「平成 18 年度税制改正大綱」
	12 月中	財務省「平成 18 年度税制改正の大綱」
2006 年	1 月中旬	「平成 18 年度税制改正の要綱」を閣議決定
	1 月末	通常国会に税制改正法案を提出
	3 月末	税制改正法成立

■相続税

1. 物納制度の見直し

ポイント

相続税の物納制度について、物納不適格財産及び物納劣後財産を定め、物納可能な財産の明確化を図る。

物納申請に係る審査を物納申請期限から 3 ヶ月以内に行うことを法定し、物納申請に係る審査の迅速化を図る。

相続税では、納付期限までに税金を納付できない場合には延納の制度があり、延納によっても納付が困難な場合には、金銭以外の財産で納付する「物納」が認められている。物納に充てることができる財産及びその優先順位は、次のように決められている。

- 第 1 順位：国債、地方債、不動産、船舶、特定登録美術品
- 第 2 順位：社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
- 第 3 順位：動産

大綱では、次のように、物納不適格財産(管理又は処分をするのに不適格な財産)及び物納劣後財産(他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産)を定め、物納の対象となる財産の明確化を図ることとしている。これにより、現在は物納の対象とされていない、取引相場のない株式(譲渡制限株式を除く)などが物納適格財産に加えられるものと思われる。

図表 2 物納の可否(改正案)

	該当する財産
物納不適格財産 (管理又は処分をするのに不適格な財産)	・ 抵当権が設定されている不動産 ・ 境界が不明確な土地 など
物納劣後財産 (他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産)	・ 市街化調整区域内の土地 ・ 接道条件を充足していない土地 など
物納適格財産 (上記以外)	・ 現在も物納が認められている国債、不動産、株式 など

また大綱では、物納申請が行われた場合、税務署長は物納申請期限から原則として3ヶ月以内に許可又は却下を行わなければならないとし、物納申請に係る審査の迅速化も盛り込んでいる。

以上の改正は、2006年4月1日以後に、相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用される。

2. 相続時精算課税制度に係る住宅取得等資金の特例の延長

ポイント

相続時精算課税制度に係る住宅取得等資金の特例の適用期限を、2年間延長する。

通常の贈与税の課税方法(暦年課税)に係る住宅取得資金等の特例(5分5乗方式)は、適用期限をもって廃止する。

相続時精算課税制度は、贈与時の税負担を軽減し、親世代から子世代への財産の移転を促進させることを目的とする制度である。通常の贈与税の課税方法(暦年課税)では、贈与時の非課税枠は年間110万円とされているが、相続時精算課税制度では2,500万円と大きな非課税枠(贈与者に相続が発生するまで使い続ける)が設けられているのが特徴である。

この相続時精算課税制度では、贈与財産が住宅取得等を目的とする資金である場合には、非課税枠に1,000万円を上乗せする特例が、2005年12月31日までに限り設けられている。大綱では、この特例を2007年12月31日まで延長することとしている。

他方、通常の贈与税の課税方法(暦年課税)にも、住宅取得資金等の贈与に係る特例がある。父母又は祖父母から贈与を受けた住宅取得資金等について、贈与額1,500万円までは5分5乗方式により税額の計算を行うことを認めることとするものである。相続時精算課税制度が導入された2003年度税制改正で原則廃止が決定され、2005年12月31日までの贈与については適用を認める経過措置が設けられていたが、大綱では、この経過措置の期限延長は盛り込まれておらず、廃止となる。

■固定資産税

1. 耐震改修工事を行った住宅に係る税額軽減措置の創設

ポイント

一定の耐震改修を行った住宅について、固定資産税の税額を 1/2 に軽減する措置を創設する。

新たに、一定の耐震改修を施した住宅を対象に、固定資産税の税額軽減措置が創設される。1982年1月1日以前に建築された住宅を対象に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるための耐震改修を行った場合には、固定資産税の税額が 1/2 に減額される。

2006年1月1日から2015年12月31日までに行われる耐震改修が対象となるが、工事完了時期に応じて、税額が減額される期間が次のように異なる。

図表 3 固定資産税の税額の減額期間

耐震改修工事の完了時期	税額の減額期間
2006年1月1日～2009年12月31日	3年度分
2010年1月1日～2012年12月31日	2年度分
2013年1月1日～2015年12月31日	1年度分

2. 負担調整措置の見直し

2006年度は、固定資産税の評価替えの年にあたる。評価替えに伴い、大綱では、住宅用地や商業地等のうち負担水準¹が低いものについては、課税標準の引上げを行うこととしている。

¹ 前年度の課税標準額を当該年度の評価額で除したもの。

■酒税

酒税に関しては、いわゆる「第3のビール」に対する課税のあり方が注目されていた。現在、酒税法では、製法や原料に応じて課税対象を10種類に区分し異なる税率を適用しているが、大綱では、課税対象の区分を4種類に簡素化するとともに、税負担格差の縮小を図っている。

この結果、いわゆる第3のビール、ワイン及び焼酎などが増税となり、清酒、ウイスキー及びビールが減税となる。2006年5月1日から適用される。

図表4 酒税の課税区分と税率(現行)

		税率/1ℓ
清酒		140.5円
合成清酒		94.6円
焼酎		248.1円
みりん		21.6円
ビール		222.0円
果実酒類	果実酒	70.5円
	甘味果実酒	103.7円
ウイスキー類	ウイスキー	409.0円
	ブランデー	
スピリッツ類		367.2円
リキュール類		119.1円
雑酒	発泡酒(麦芽50%以上)	222.0円
	発泡酒(麦芽25~50%未満)	178.1円
	発泡酒(その他)	134.3円
	粉末酒	320.5円
	その他の雑酒(みりん類似)	21.6円
	その他の雑酒(その他)※	103.7円

※いわゆる「第三のビール」は、その他の雑酒(その他)

図表5 酒税の課税区分と税率(改正案)

		税率/1ℓ
【発泡性酒類】		
ビール[基本税率]		220.00円
発泡酒(麦芽25~50%未満・アルコール分10度未満)		178.125円
発泡酒(麦芽25%未満・アルコール分10度未満)		134.25円
その他の発泡性酒類(ホップ等を原料としたものを除く)		80.00円
【醸造酒類】		
清酒・果実酒以外[基本税率]		140.00円
清酒		120.00円
果実酒		80.00円
【蒸留酒類】		
以下の蒸留酒以外[基本税率]		200.00円
焼酎(アルコール分25度)		250.00円
ウイスキー(アルコール分40度)		400.00円
ブランデー(アルコール分37度)		370.00円
スピリッツ(アルコール分37度)		
【混成酒類】		
以下の混成酒類以外[基本税率]		220.00円
リキュール、甘味果実酒		120.00円
合成清酒		100.00円
みりん、雑酒		20.00円
粉末酒		390.00円

■たばこ税

現在、たばこに対しては、たばこ税(国)及びたばこ税(地方)を合わせて、たばこ1本あたり7.072円の税金が課されている。

大綱では、たばこ税の税率を、1本あたり7.924円に引き上げることとしている。2006年7月1日から適用される。

■環境税

環境税に関しては、2005 年度税制改正に引き続き、環境省から環境税の導入案が提示されていたが、大綱では今後の検討事項とされ、2006 年度税制改正では結論を見送っている。

図表 6 環境税の 2005 年度案と 2006 年度案の比較

	2005 年度改正時	2006 年度改正時
課税対象	化石燃料と電気	化石燃料
課税段階	ガソリン、軽油、灯油、LPG ：石油精製会社から移出の段階又は製品として輸入した段階で課税【上流課税】 石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料 ：消費時点で課税(石炭、重油、天然ガスは大口事業者に課税)【下流課税】	ガソリン、灯油、LPG ：石油精製会社から移出の段階又は製品として輸入した段階で課税【上流課税】 石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料 ：大口排出者による申告納税【下流課税】 発電用燃料、ガス製造用原料 ：電気事業者、都市ガス製造業者による申告納税【下流課税】 ※ただし、ガソリン、軽油、ジェット燃料については、原油価格の高騰及び既存税負担の状況等にかんがみ、当分の間適用を停止する。
税率	2,400 円／炭素トン	2,400 円／炭素トン
税収	約 4,900 億円	約 3700 億円
家計の負担	1 世帯年間約 3,000 円	1 世帯年間約 2,100 円
減免措置	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー多消費型製造業に属する企業が消費する石炭、重油、天然ガス、電気、都市ガスについて軽減(生産額に占めるエネルギーコストが全国平均を上回るような業種を指定し、2 割から 5 割程度軽減) ・鉄鋼等製造用石炭、コークス、農林漁業用 A 重油等は免税 ・軽油等の税率は 1/2 (低所得者・中小企業等への配慮) ・電気、都市ガスについて免税点を設定する ・小口事業所において消費する石炭、重油、天然ガスは非課税 ・灯油の税率は 1/2 に軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の削減努力をした大口排出者が消費する石炭、天然ガス、重油、軽油、ジェット燃料については、1/2 に軽減(一定の削減努力をしたエネルギー多消費産業に属する企業については、さらに 1 割軽減) ・鉄鋼等製造用石炭、コークス等は免税 ・灯油の税率は 1/2 に軽減
用途	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策(省エネ機器の購入促進、環境関連産業の育成等、グリーンな交通の実現など) ・雇用促進などの企業活力の維持・向上対策(社会保険料の軽減など) 	全額を地球温暖化対策(森林の整備・保全、自然エネルギー等普及促進、住宅・ビルの省エネ化など)

(出所) 大和総研制度調査部作成

■その他

1. 不動産の登記に係る登録免許税の税率軽減の見直し

ポイント

不動産登記に係る登録免許税については、売買による土地の所有権の移転登記などを除き、税率軽減の特例を廃止する。

不動産登記に係る登録免許税については、図表7のような税率軽減の特例が設けられている。この特例は、2006年3月31日までに行う登記を対象としているが、大綱では、原則としてこの特例を廃止することとしている。

ただし、土地に係る、売買による所有権の移転登記、所有権の信託の登記、に関しては、2008年3月31日まで、現在の軽減税率の適用を継続することとしている。

なお、居住用家屋(新築)に係る所有権の保存登記、及び居住用家屋(建築後使用されたことのないもの)に係る所有権の売買による移転登記の登録免許税については、2007年3月31日までの措置として、別の税率軽減の特例が設けられている。大綱では、この特例については特に言及していない。

図表7 不動産の登記に係る登録免許税の税率

		現行		改正案
		本則	特例	
所有権の保存登記	土地・建物(居住用家屋(新築)を除く)	0.4%	0.2%	0.4%
	住宅用家屋(新築)		0.15% ※1	0.15% ※1
所有権の売買による移転登記	土地	2.0%	1.0%	1.0%
	建物(住宅用家屋(建築後使用されたことのないもの)を除く)			2.0%
	住宅用家屋(建築後使用されたことのないもの)		0.3% ※2	0.3% ※2
所有権の遺贈・贈与等による移転登記		2.0%	1.0%	2.0%
所有権の相続等による移転登記		0.4%	0.2%	0.4%
地上権、永小作権、賃借権又は採石権の設定等の登記		1.0%	0.5%	1.0%
所有権の信託登記	土地	0.4%	0.2%	0.2%
	土地以外			0.4%
所有権以外の権利の信託登記		0.2%	0.1%	0.2%

※1 住宅用家屋の新築等を行い、居住の用に供した場合で、新築等の後1年以内に登記を受けるものについては、2007年3月31日までは税率が0.15%となる特例がある。答申ではこの特例については言及していない。

※2 建築後使用されたことのない住宅用家屋等を取得し、居住の用に供した場合で、取得後1年以内に登記を受けるものについては、2007年3月31日までは税率が0.3%となる特例がある。答申ではこの特例については言及していない。

(出所)大和総研制度調査部作成

2. 不動産取得税の税率軽減の廃止

不動産取得税については、本則による税率が4%であるところを、2006年3月31日までに不動産を取得した場合には3%とする特例が設けられている。

大綱では、住宅及び住宅用地等についてこの特例の適用を2009年3月31日まで延長することとしているが、住宅以外の家屋(店舗・事務所等)については、この特例の適用を廃止することとしている。ただし、経過措置として、2008年3月31日までに住宅以外の家屋(店舗・事務所等)を取得した場合には3.5%とすることとしている。

なお、宅地及び宅地比準土地の不動産取得税について、課税標準を1/2とする特例については、2009年3月31日まで適用期限が延長される。

3. 無申告加算税の税率引上げ

申告した税額が過少である場合や、期限内に申告を行わなかった場合、課税標準等の計算の基礎となる事実の隠蔽・仮装を行った場合には、加算税が課される。

大綱では、無申告加算税の税率について、納付すべき税額が50万円を超える部分は、20%(現行15%)に引き上げることとしている。2007年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用される。

図表8 加算税の種類と税率(現行)

	適用される状況	税率
過少申告加算税	申告期限内に申告書を提出したが、修正申告又は更正により申告税額が過少となった場合	期限後申告又は更正により納付すべき税額(不足額)の10%。 納付すべき税額が50万円又は期限内申告税額のいずれか多い金額を超える場合には、その超える金額については15%。
無申告加算税	申告期限内に申告を行わず、期限後申告書を提出した場合や決定が行われた場合	期限後申告又は決定等により納付すべき税額の15% (期限後申告書の提出が国税についての調査があったことにより決定等があることを予知して行われたものでない場合には、5%)
重加算税	課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠蔽又は仮装し、申告税額が過少となる申告を行った場合	過少申告加算税の計算の基礎となるべき税額の35%
	課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠蔽又は仮装し、申告期限内に申告を行わなかった場合	無申告加算税の計算の基礎となるべき税額の40%

(出所)大和総研制度調査部作成

4. 公示制度(いわゆる長者番付など)の廃止

現在、所得税、相続税・贈与税、法人税、地価税においては、税額や所得金額が一定額を超えた場合に、納税者の氏名・名称、納税額・所得金額などを公表する「公示制度」が設けられている。いわゆる長者番付などはこれにあたる。

公示制度は、第三者の監視による牽制的効果を期待して設けられているものとされている。しかし、犯罪等に利用される恐れや、個人情報保護法との関係が懸念されることから、大綱では、2006年4月1日以後、公示制度を廃止することとしている。